

地下水汚染の対象汚染物質及び基準

		項目	基準値及び飲用に適すると考えられる基準
対象汚染物質	環境基準項目	アルキル水銀	検出されないこと。
		P C B	検出されないこと。
		塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
		チウラム	0.006 mg/L以下
		シマジン	0.003 mg/L以下
		チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
		水質基準項目	カドミウム及びその化合物
	水銀及びその化合物		水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下
	セレン及びその化合物		セレンの量に関して、0.01 mg/L以下
	鉛及びその化合物		鉛の量に関して、0.01 mg/L以下
	ヒ素及びその化合物		ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下
	六価クロム化合物		六価クロムの量に関して、0.02 mg/L
	亜硝酸態窒素		0.04 mg/L以下
	シアン化物イオン及び塩化シアン		シアンの量に関して、0.01 mg/L以下
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/L以下
	フッ素及びその化合物		フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下
	ホウ素及びその化合物		ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下
	四塩化炭素		0.002 mg/L以下
	1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下
	ジクロロメタン		0.02 mg/L以下
	テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下
	トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下
	ベンゼン	0.01 mg/L以下	
PFAS	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下	
必要項目	味	異常でないこと。	
	臭気	異常でないこと。	
	色度	五度以下であること。	
	濁度	二度以下であること。	